

奈良県告示第四百十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、平成二十七年八月四日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県農林部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

奈良県知事 荒井正吾

漁業権者の名称	住所	免許番号	変更後の遊漁規則の施行日
上北山村漁業協同組合	吉野郡上北山村大字小椽	奈内共第十二号 奈内共第十三号	平成二十七年八月四日
波多野漁業協同組合	山辺郡山添村大字大西	奈内共第三十九号 奈内共第四十号	右同
合 月ヶ瀬漁業協同組合	奈良市月ヶ瀬月瀬	奈内共第三十九号 奈内共第四十号	右同
合 五月川漁業協同組合	三重県伊賀市予野	奈内共第三十九号 奈内共第四十号	右同